



宮古市
Miyako City

タイプ2

令和7年度 元気な地域づくり補助金 【募集要項】

応募期限：令和7年3月31日（月）※必着



宮古市企画課

浄土ヶ浜
いいいろ
1116

浄土ヶ浜 エターナルグリーン



三陸復興国立公園「浄土ヶ浜」

元気な地域づくり補助金とは？

宮古市内にある様々な地域を元気にするため、住民が主体となって行う取り組みを補助金の交付により、支援します。

地域のために頑張る方々、若者の自主的な地域活動を応援します。

応募の対象者は？

次の要件のすべてに該当する団体が応募できます。

- ・宮古市内で活動していること
- ・5名以上の団体であること
- ・団体の構成員の2名以上が市民であること

ただし、以下に該当する場合は対象外です。

- ・市が事務局を担っている団体
- ・営利目的の団体

どんな取り組みが補助金の対象になるの？

地域活力の創出や地域活動の担い手育成に資する取り組みを支援します。

例) 地域資源等(名物、名所、特産品)をPRするイベント。

地域や地域に住む人が元気なイベントの開催。

地域活性化のために若者が企画する催し物の開催。

人材育成・地域課題解決につながる講演会やワークショップの開催。

人の行き来や交流につながる活動。

地域の一体感醸成につながる活動。

ただし、以下に該当する場合は対象外です。

- ・営利を目的とする事業
- ・神事、祭事

補助対象期間と補助金額は？

【対象となる事業の期間】補助金交付決定の日から令和8年2月末までに実施される事業

【補助金の額・補助率】(1)、(2)のいずれか低い額(上限額150万円)

(1) 交付対象事業費の10分の9の額

(ただし、20万円を下回る場合は20万円)

(2) 交付対象事業費から補助対象事業に充当する財源を控除した額

補助対象経費は？

報償費	講師、出演者に対する謝礼金等
旅費	講師等の交通費・宿泊費
消耗品費	活動資料、プログラム等の用紙代、材料費、事務用品等
燃料費	事業に必要な灯油・ガソリン代等
印刷製本費	ポスター、チラシ等の印刷代等
燃料費	事業に必要な灯油・ガソリン代等
通信運搬費	郵券料や宅配料等
広告料	新聞、雑誌等に広告を掲載する費用
保険料	イベント保険料、講師・指導者等が加入する損害賠償保険料
委託料	事業の実施主体が他者に委託する費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材などのレンタル料、バス等の借り上げ料等
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入費（総事業費の2割以内）
その他	事業の実施に必要であると特に市長が認めたもの

応募方法は？

令和7年3月31日（月）までに、提出書類を市企画課（市役所4階）に提出してください。

提出書類：①交付申請書

②事業計画書

③事業経費内訳書

④申請団体概要書

⑤その他、市長が必要と認める書類

提出先：宮古市 企画部 企画課 地域創生推進室（市役所4階）

所在地 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

電話 0193-65-7056

E-mail kikaku@city.miyako.iwate.jp

元気な地域づくり補助金（タイプ2） 制度の流れ

応募

- ・地域を元気にするため、住民が主体となって行う取り組みを募集します。
- ・募集期間は、令和7年1月15日（水）から3月31日（月）です。
- ・応募には、所定の書類提出が必要です。

選考

- ・宮古市自治推進委員会において事業の審査・選考を実施します（令和7年5月予定）。
- 選考会では、応募団体に事業のプレゼンを行っていただきます。
- ・選考結果は文書で通知します。

交付決定

- ・申請者は、補助金の交付申請を行います。
- ・手続き完了後、市から申請者へ「交付決定通知」を送付します。

事業実施

- ・交付決定の日から、令和8年2月末までの間に事業を実施していただきます。
- ・必要な場合は、補助金の「前金払」を受けることができます。

実績報告

- ・事業完了から30日または令和8年2月28日（金）までに実績報告書を提出いただきます。

交付確定

- 補助金が適正に使われているか、審査した結果を通知します。

成果発表

- ・事業の成果を発表していただきます。（令和8年3月予定）

補助金の受領は交付確定による額の確定後に請求可能です。なお、事業の実施に際し必要と認められる場合は「前金払」により交付確定前に受領することが可能です。

【記載例】

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

住 所 宮古市〇〇〇丁目〇番〇号
団 体 名 ●●●実行委員会
代表者氏名 宮古 元気

元気な地域づくり補助金交付申請書

元気な地域づくり補助金の交付を受けたいので、元気な地域づくり補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 事業の名称
■■まつり
- 補助事業の区分（いずれかに☑をしてください。）
☐ タイプ1 ☒ タイプ2
- 補助金申請額 900,000 円
- 添付書類
(1)事業計画書（様式第2号）
(2)事業収支予算書（様式第3号）
(3)団体概要書（様式第4号）
(4)その他市長が必要と認める書類

【記載例】

様式第2号（第6条関係）

元気な地域づくり補助金 事業計画書

1. 事業の名称

●●●まつり

2. 団体名

●●●実行委員会

3. 事業の実施区域

田老地域

4. 事業の目的

（1）地域が抱える課題

★現在の地域の課題を踏まえ、
「どのような状態を目指すか」、

（2）地域が目指す将来像

★事業を実施することにより、
「どのような効果が得られるか」、
を端的に記載してください。

（3）事業に期待される効果

※審査を通過するために、
選考員に伝わるように書きましょう！

5. 事業の内容

次のポイントを中心に記載してください。
☐どのような人のために ☐いつ ☐どこで
☐どんなことを ☐どのように

6. 事業スケジュール

日程（時期）	実施内容・場所
6月 6月下旬 7月 8月 9月20日	補助金交付申請→補助金交付決定 補助金の前金払請求 イベント用消耗品の購入 イベントポスターの発注 イベントポスターの掲示 広告掲載 イベントの開催

7. 経費の配分及び負担区分

交付対象事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分		
	市補助金 (A)	特定財源 (B)	自己資金 (C)
1,050,000円	900,000円	50,000円	100,000円

様式第3号（第6条関係）

元気な地域づくり補助金 事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	内容、内訳
元気な地域づくり補助金	900,000	
他の助成金・補助金		
寄附金・協賛金		
事業収入（参加料等）	50,000	出展料
自己資金・会費	100,000	実行委員会会費
その他		
収入総額	1,050,000	

2. 支出の部

区分	予算額	内容、内訳
報償費	90,000	出演者謝礼金(30,000円×3名)
消耗品費	50,000	イベント用消耗品
印刷製本費	150,000	チラシ(1,000部)ポスター(50部)
通信運搬費	20,000	案内文書送付用
広告料	100,000	新聞広告掲載料
保険料	10,000	イベント保険料
委託料	300,000	ステージ設置・進行委託料
使用料・賃借料	230,000	照明・イス・テーブルリース料
備品購入費	100,000	テント購入費
支出総額	1,050,000	

1. 団体名

●●●実行委員会

2. 代表者

住所	宮古市〇〇〇丁目〇番〇号
フリガナ 氏名	ミヤコ ゲン 宮古 元気
職業	団体職員
連絡先	0193-66-0000

3. 団体構成員（代表者含む）

No.	氏名	住所	年齢
1	宮古 元気	宮古市〇〇〇丁目〇番〇号	28
2	元気 花子	宮古市〇〇第〇地割〇番地〇	19
3	宮古 太郎	盛岡市〇〇〇丁目〇番〇号	35
4	元気 宮古	山田町〇〇第〇地割〇番地〇	26
5	宮古 花子	宮古市〇〇〇丁目〇番〇号	18
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

宮古市元気な地域づくり補助金交付要綱

令和6年12月19日告示第200号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域活力の創出及び地域活動の担い手の育成を図るため、地域活動を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、実施する地域の住民等へ効果が波及するものとする。

- (1) 地域活力の創出に資する事業
- (2) 地域活動の担い手育成に資する事業
- (3) 地域課題の解決に資する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金の交付を受けて行う事業は、補助対象事業としない。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、地域活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動の本拠を有すること
- (2) 構成員が5名以上であること
- (3) 構成員の2名以上が市民であること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業を行うために必要な消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料その他当該補助対象事業の実施に必要と認められる費用とする。ただし、次に掲げるものは、交付対象事業費としない。

- (1) 補助対象者に係る人件費
- (2) 食糧費
- (3) その他補助対象経費として適当でないと認められる経費

2 備品購入費にあっては、次のいずれにも該当する場合に限り補助対象経費とする。

- (1) 備品購入費を除いた補助対象経費の総額が20万円を超えること
- (2) 30万円未満かつ補助対象経費の総額の2割以内であること
- (3) 購入する備品が、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に規定する耐用年数を経過するまでの間、補助対象者の実施する地域活動に活用されるものであること

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる対象事業の区分に応じ同表補助金の額の欄に定める

額とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、元気な地域づくり補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付又は不交付の決定に際し、宮古市市民自治推進委員会から意見を徴することができる。

- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、元気な地域づくり補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、補助金の不交付を決定したときは、元気な地域づくり補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業費の増額にあつては、20パーセント未満の増額であつて、補助金の額の変更を要さない場合
- (2) 事業費の減額にあつては、20パーセント未満の減額の場合
- (3) 内容の変更にあつては、実施時期を変更する場合

(変更の承認申請)

第9条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、元気な地域づくり補助金交付変更（中止、廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、元気な地域づくり補助金交付変更（中止、廃止）承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(申請の取下期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事情変更等による決定の取消し又は変更の通知)

第11条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助対象事業の内容を変更した場合の通知は、元気な地域づくり補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第9号）により当該取消し、又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定による報告は、次に掲げる書類の提出によるものとする。

- (1) 元気な地域づくり補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 事業実績書（様式第11号）
- (3) 事業収支精算書（様式第12号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 規則第14条の規定による通知は、元気な地域づくり補助金額確定通知書（様式第13号）によるものとする。

（請求書等の様式）

第14条 規則第16条の請求は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 規則第16条本文に定める補助金請求の場合 元気な地域づくり補助金交付請求書（様式第14号）
- (2) 規則第16条ただし書きに定める補助金請求の場合
 - ア 元気な地域づくり補助金前金払請求書（様式第15号）
 - イ その他市長が必要と認めるもの

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	対象事業	補助金の額
タイプ1	補助対象経費の額が20万円以下の事業	交付対象事業費から補助対象事業に充当する財源を控除した額
タイプ2	補助対象経費の額が20万円を超える事業	次に掲げる額のいずれか低い額とし、150万円を上限とする。 (1) 交付対象事業費に10分の9を乗じて得た額（その額が20万円を下回る場合は、20万円） (2) 交付対象事業費から補助対象事業に充当する財源を控除した額